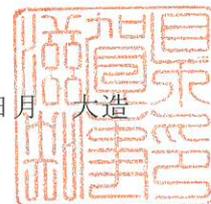


(参考)

滋下水第 9 号
令和 5 年(2023 年) 1 月 23 日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針について（諮問）

琵琶湖流域下水道東北部処理区は平成 3 年度に供用開始し、その後も順次整備を進めてきました。東北部浄化センターの汚泥処理は、平成 20 年に焼却・熔融炉を整備して以降、脱水汚泥を焼却・熔融し、熔融スラグとして建設資材等に活用してきましたが、熔融炉については、温室効果ガスの排出量が大きく、熔融スラグの需要低迷もあり、令和元年度末に運転を停止し、焼却のみの処理に切り替え、焼却灰は産廃処分しています。

焼却炉については、供用から約 15 年が経過し、老朽化対策を実施しているものの、今後の施設更新について検討が必要な時期を迎えています。

そのため、東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について、いかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年 12 月 28 日 滋賀県条例第 43 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。